

報道資料

平成 24年 8月 7日
景観・環境局廃棄物対策課

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定」の締結について

標記について、県内全ての市町村及び一般廃棄物・し尿処理関係の一部事務組合の同意を得て、平成24年8月1日付で協定書を締結、同日施行した。

1. 趣旨

紀伊半島大水害を教訓に、災害廃棄物等の処理に係る相互支援について、県・市町村長サミットにおいて検討してきた結果、この度、今後発生する災害廃棄物等を円滑に処理するための県と市町村等の連携・役割分担等の基本的事項を定めた協定書を締結した。

2. 要旨（スキーム・協定書は別添のとおり）

(1) 協定の主体者：奈良県、県内39市町村、一般廃棄物・し尿処理関係の8一部事務組合

(2) 主な相互支援事項

○奈良県

- ・ 県内の廃棄物処理施設等の被害状況、及び災害廃棄物等の発生状況の把握。
- ・ 支援を要する市町村等からの要請を受け、被害を受けていない市町村及び関係団体に支援を要請・調整。必要に応じて、他府県及び国に支援を要請・調整。
- ・ 通常時から市町村等の処理能力等を把握（毎年度調査）等

○市町村・関係一部事務組合（支援する側）

- ・ 処理能力等に応じて、可能な限り次の支援を行う。
 - ・ 災害廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
 - ・ 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供
 - ・ 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 等

【問い合わせ先】

景観・環境局廃棄物対策課 米田 堀川

0742-27-8746（ダイヤルイン） 3374（県庁内線）